

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議の公開に関する規則（案）

令和 3 年 9 月 28 日
「令和の日本型学校教育」の実現
に向けた通信制高等学校の在り方
に関する調査研究協力者会議決定

1. 会議の公開について

会議は、原則として公開するものとする。ただし、非公開情報等を使用して議事を運営する場合など、座長が非公開が適当と認める場合には、非公開とすることができる。

2. 会議の傍聴について

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、個人又は団体（報道関係機関を含む）を問わず、あらかじめ、文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）の登録を受けることとする。なお、登録を受けた者の数によっては、抽選とする場合がある。
- (2) 登録傍聴人は、座長が許可した場合を除き、会議を撮影し、録画し、又は録音してはならない。なお、報道関係機関による取材は、「3. 報道関係機関による会議の取材について」に従うものとする。
- (3) 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- (4) (2)及び(3)に違反する者に対し、座長は、退席を命ずる等適当な措置をとることができる。

3. 報道関係機関による会議の取材について

- (1) 報道関係機関による会議の取材に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、座長又は事務局の指示に従うものとする。
- (2) (1)に違反する者に対し、座長は、退席を命ずる等適当な措置をとることができる。

4. 会議資料の公開について

会議資料は、原則として公開するものとする。ただし、座長が非公開が適当であると認める場合には、その全部又は一部を非公開とすることができる。

5. 議事録の公開について

座長は、会議の議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、座長が非公開が適当であると認める場合には、その全部又は一部を非公開とすることができる。